FAQ

No	業務名	質問/事象	回答/対処
1	被扶養者等申告書	被扶養者の数に対し、入力欄が足りません。どうしたらよいですか。	被扶養者欄は4名様までとなっており、年齢順に自動的に表示されるようになっております。お手数をお掛けしますが、4名様分までの申請を提出後、再度新規で要件確認用の被扶養者等申告書のご入力、申請をお願いします。その際、自動で表示される先の4名様分のお名前を削除していただき、5名様以降のお名前等をご自身でご入力ください。
2	被扶養者等申告書	入力しようとしたら、表示されている住所が転居前のものでした。どうしたらよいですか。	住所変更の届出がされていないためと考えられます。申請内の住所は正しい住民票住所へ修正してください。 また、同時に「資格確認書等記載事項等変更申告書」で住所変更の申請を行ってください。その際、取得後3か月以内の世帯全員の住民票の添付が必要となります。
3	被扶養者等申告書	エラーとなり添付書類をアプロードできません。	ファイル容量が大きいためアップロードできない可能性があります。ページ数が多い場合は、お手数ですが分割してアップロードしていただきますようお願いいたします。
4	被扶養者等申告書	○有（マルあり）とはなんですか。	所得税法上の扶養親族（扶養手当を受給していないが、税控除を受けている。）です。
5	被扶養者等申告書	様式の印刷環境がありません。	様式を印刷できる環境がない場合は、共済組合支部窓口において紙様式の交付を受けることができます。共済組合支部窓口へお問い合わせください。
6	被扶養者等申告書	国民年金に加入しています。年金受給は有りですか。	年金制度への加入状況ではなく、実際に年金を受給しているかどうかを確認するものです。受給していない場合は、無しになります。
7	被扶養者等申告書	年間所得推計額とは令和8年度（4月から翌年3月まで）の収入ですか。	年度（4月から翌年3月まで）の収入ではありません。今後1年間の推計所得を記載してください。
8	被扶養者等申告書	住所変更の手続きをしたはずですが、申告者情報の住民票住所が変更されていないようです。なぜですか。	令和8年11月18日時点での共済組合のシステムに登録されている情報を反映させています。 当該日時時点で審査終了の連絡がなければ電子申請内の住所は新しい住民票住所へ修正してください。　すでに申請済の場合は備考欄に「申請ID-○○○○○○」と記載をお願いします。
9	被扶養者等申告書	既に取消したはずの被扶養者が、被扶養者等申告書の【認定を受けようとする者】の欄に記載されています。再度申請が必要でしょうか。	必要ありません。 令和8年11月18日時点での共済組合のシステムに登録されている情報を反映させています。 審査が完了しておらず情報が反映されていない場合がありますので、電子申請内の情報を修正お願いします。 すでに申請済の場合は備考欄に「申請ID-○○○○○○」と記載をお願いします。
10	被扶養者等申告書	令和8年4月1日以降に被扶養者として認定されましたが、今回の要件確認は不要ですか？	お手数ですが、申告書のご提出はお願いいたします。その際認定したときの添付書類を添付いただきます。（任意継続組合員は除く。）
11	被扶養者等申告書	既に認定されたはずの被扶養者が、被扶養者申告書の【認定を受けようとする者】の欄に記載されていません。なぜでしょうか。	令和8年11月18日時点での共済組合のシステムに登録されている情報を反映させています。 審査が完了しておらず情報が反映されていない場合がありますので、当該被扶養者情報について、電子申請に追記をお願いします。 すでに申請済の場合は備考欄に「申請ID-○○○○○○」と記載をお願いします。
12	被扶養者等申告書	昨年との変更点はありますか？	昨年までは支部窓口で申請を受け付けていましたが、今年度から市ヶ谷センターにて短期業務は行っており、通常の被扶養者の認定・取消の申告同様PCやスマートフォンからの電子申請を行っていただきます。必要な添付書類なども統一され、一部変更されていますので、詳しくはフローチャートをご確認ください。
13	被扶養者等申告書	添付書類が揃わなくても準備のできたものだけで提出したほうがよろしいですか？	地域ごとに申請・提出期間が定められています。申請前に、まずフローチャートでご自身に必要な書類を確認し、必要書類を早めにご準備いただいたうえ、提出期間にすべて揃えてご提出ください。
14	被扶養者等申告書	PCやスマホの操作が苦手なのですが紙での対応は可能ですか？	PCやスマートフォンを利用できる環境にない方等やむを得ない事情以外は、電子申請となります。

No	業務名	質問/事象	回答/対処
15	被扶養者等申告書	長期の遠洋航海に出るため、要件確認の書類一式が提出できませんが、どうしたらいいでしょうか。	手続きは、18歳以上の三親等以内の親族に委任ができますので、共済組合HPの「様式一覧」から「委任状」を選択し、全て自書捺印のうえ所属支部へご提出ください。 要件確認の書類一式は、代理人の方が本人確認書類（マイナンバーカード（表）の写、運転免許証の写等）を同封のうえ市ヶ谷センターにご郵送ください。（被扶養者申告書中、連絡先電話番号は、代理人の方の番号も併記してください。）
16	申立書	印刷環境がありません。申立書の氏名欄は手書きでなければなりませんか。	氏名欄に限らず内容をデータで入力し、申請に添付していただければ問題ありません。
17	非扶養申立書	非扶養申立書は必ず本人が書かなければなりませんか？ 遠方に住んでいて手元に届くまで時間がかかります。	組合員様により申立書を記載いただくものですので、ご家族等の方に記載いただく必要はございません。（R8.4以降変更されております）
18	資格要件	被扶養者が自分の勤務先の健康保険に加入していました。	他の健康保険等の被保険者・組合員になった場合は、認定取消となりますので、扶養取消の電子申請をお願いします。 収入確認と併せて、健康保険の取得をしていないかご確認が必要です。
19	収入要件	自営業の必要経費とは具体的にどのようなものが含まれますか？	人事院から令和2年7月20日に発出されている扶養手当の運用（事業所得等の取り扱い）について（通知）の考え方を参酌しております。税法上の経費がすべて必要経費として認められるわけではございませんのでご注意ください。
20	収入要件	被扶養者になれる収入はいくらまででしょうか。	恒常的所得が年間収入130万円未満。 60歳以上または一定の障害者は180万円未満。 19歳以上23歳未満（配偶者を除く）は150万円未満です。
21	収入要件	年間収入130万円とは、「130万円以下」であればいいですか。	年間収入130万円未満が基準のため、原則として130万円ちょうどは基準を満たさず、扶養取消となります。
22	収入要件	年間収入は令和７年１０月～令和８年９月の収入で判定するのでしょうか。	該当期間だけではなく、引き続く期間において連続する12か月間の収入で判断するため、どの12か月の収入を見ても上限を抑えている必要があります。
23	収入要件	月収ではいくらが目安でしょうか。	年間収入130万円基準の場合、月額108,333円以下が一般的な目安です。
24	収入要件	19歳以上23歳未満の年齢判定はどこの時点で判断すればよいのでしょうか。	その年の12月31日時点の年齢で判定します。
25	収入要件	配偶者が20歳の場合も年間収入150万円未満が上限でしょうか。	150万円基準は配偶者を除くため、配偶者は年間収入130万円未満であることが必要です。
26	労働条件通知書	給与収入の証明書として「労働条件通知書」を添付しましたが、給与等証明書を添付するよう差し戻されました。	次の条件が必要です。 ①令和８年４月１日以降に扶養認定されていること。 ②「労働条件通知書」では、時給・労働条件・日数等を用いて年間収入が130万円未満である確認ができること。 シフト制であったり、交通費の記載がない場合には年間収入の判定ができないため、従来どおり「給与等証明書」の提出が必要になります。
27	労働条件通知書	労働条件通知書を提出するのはなぜですか。	令和8年4月1日より、労働条件通知書等の労働契約内容から年間収入の見込が確認できる場合は、当初想定されなかった臨時収入により年間収入が基準額を超過しても、社会的通念上妥当である範囲に留まる場合は、被扶養者の取扱いの変更が必要なくなりました。 なお、年金収入や事業収入等の給与収入以外の収入がある場合は、従前どおり「給与等証明書」の提出が必要です。
28	労働条件通知書	「給与収入のみである」旨の申立てとは何ですか。	令和8年4月１日より労働契約内容が分かる書類（労働条件通知書等）と、本人の「給与収入のみである」旨の申立てにより、年間収入が130万円未満である確認ができ、かつ、他の収入が見込まれなければ、扶養認定することができるようになりました。 「給与収入のみである」旨の申立ては、電子申請の場合は、該当ボタン（「給与収入のみの申し立て」→「要確認」）の押下、紙申請の場合は申立書の記入により確認します。
29	労働条件通知書	2026年3月以前に認定されている場合も、労働条件通知書を提出してよいですか。	対象者は認定日が2026年4月１日以降の者のみであり、「労働条件通知書」で扶養認定の判断がなされていることが必要です。（後日給与明細を依頼されている者や同時に添付した者は除く。）

No	業務名	質問/事象	回答/対処
30	給与収入	パートで働いていますが月遅れで給与が支払われています。 R7.10月に働いた分の給与がR7.11月に支払われた場合は何月分の収入として考えますか？	給与が支払われた月の収入として考えるためこの場合はR7.11月の収入として考えます。
31	給与収入	短期で1か月だけパートをしました。収入も少なくもうすでに退職していますが今回申請する収入に含まれますか？	１月だけでも１円でも給与が発生した場合はすべて収入に含みます。 採用日がわかる書類・給与明細・退職日がわかる書類をセットでご提出ください。
32	給与収入	離職して扶養されたばかりのため年間所得推計額が高いのですが、大丈夫ですか。	年間所得推計額は、申請日から将来に渡って連続する１２か月間の推計額をご入力ください。（扶養される前の収入は加算しません。）
33	給与収入	雇用契約更新で労働時間が増える予定です。今はまだ130万円超えていないので扶養の取消は行わなくていいですか。	今後130万円を超えて働く意思があるまたは雇用形態の変化があった場合は変化があった日より取消となります。
34	給与収入	給与は手取り額で確認ればよいでしょうか。	原則として控除前の総収入で確認します。
35	給与収入	賞与（ボーナス）は、年間収入に含めますか。	含めます。 年間所得推計額を算定する際にも、賞与も含めて入力してください。
36	給与収入	通勤手当は、年間収入に含めますか。	含めます。税法上非課税の通勤手当でも、扶養認定における年間収入に含まれますので、年間所得推計額を算定する際にも、通勤手当を含めて入力してください。
37	給与収入	残業代は、年間収入に含めますか。	含めます。なお、人手不足による残業大の増加等、一時的な労働時間の増加であれば、「事業主証明」を用いて扶養継続が可能となります。（連続２回まで。）
38	給与収入	３月連続して、月額収入108,333円を超えている月がありました。遡及して扶養取消になりますか。	その後引き続き超えておらず、どの12か月の年間収入を見ても130万円未満に抑えられていれば、扶養取消にはなりません。 なお、今後恒常的に108,333円を超えるような働き方を希望される場合は、申出のあった月の初日で取消となりますので扶養取消の申請をお願いします。
39	給与収入	繁忙期に残業が増え、年間収入130万円を超えていました。遡及して扶養取消になりますか。	繁忙による一時的な労働時間増加であれば、「事業主証明」の証明がなされ、一時的なものと判断できれば扶養継続が可能となります。（連続２回まで。）
40	給与収入	アルバイトを始めたばかりで給与実績がありません。年間所得推計額はどのように計算すればよいでしょうか。	雇用契約内容、時給、所定労働時間、手当等から今後の年間収入見込みを算定して入力してください。
41	給与収入	雇用契約更新で労働時間が増える予定です。年間所得推計額はどのように計算すればよいでしょうか。	更新後の契約内容を基に、今後の年間収入見込みを算出して入力してください。
42	給与等証明書	給与等証明書について働いている会社には社印がありません。 どうすればいいですか？	社印がない場合私印等で替え、必要に応じ勤務先を確認できるものを添付で構いません。（いずれかの月の給与明細書（電子的送付内容のスクリーンショットでも可能。）
43	給与等証明書	対象期間に勤務実績がありますが、すでに退職しており給与証明をもらうことが困難です。どうしたらいいでしょうか？	退職された勤務先へ確認対象期間中に就労していた場合は、既に退職していても当該期間の収入確認書類が必要となります。恐れ入りますが、勤務先へ給与等証明書（要件確認用）（※今後HPへアップロード予定）を記入いただきますようご依頼ください。
44	給与等証明書	タイミー等単発のアルバイトなので給与証明や退職証明をもらうことが出来きません。どうすればいいですか？	給与明細をご提出ください。もし給与明細がない場合は通帳の振込日・振込金額が分かる箇所と口座名義人が分かる箇所をアップロードしてください。 また、退職都度源泉徴収票が発行されますのでそちらで退職日の確認をすることができます。
45	雇用保険	失業手当は収入に含めますか。	雇用保険の基本手当等も収入として確認します。130万円基準の場合、基本手当日額3,611円以下が目安となります。 3,612円以上は受給期間中は扶養取消となりますのでご注意ください。
46	事業主証明	「一時的な収入増加」とは、どのような場合ですか。	主に時間外勤務（残業）手当や臨時で支払われる繁忙手当及び人手不足等で臨時的に勤務する場合等が該当します。
47	事業主証明	自営業者も事業主証明を使えますか。	特定の事業主との雇用関係がない自営業・フリーランスは対象外です。あくまでも事業主の人手不足等の事業に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動が対象です。
48	事業主証明	学生アルバイトでも事業主証明を使えますか。	学生であっても使えます。

No	業務名	質問/事象	回答/対処
49	事業主証明	事業主証明は何回でも使えますか。	同一人について原則扶養期間中に2回までとされています。
50	事業主証明	事業主証明書を去年に引き続き提出予定ですが問題ありませんか。	事業主証明書は連続２回までご提出いただけますが、就労状況等契約に変更がある場合等提出後確認させていただく場合がございます。
51	事業収入	自営業を開始しました。何を提出したらよろしいですか。	開業届、確定申告の写し、収入見込み、申立書を提出してください。
52	年金収入	年金について年金生活者支援給付金も収入に含まれますか？	含まれます。
53	年金収入	障害年金は非課税だから収入に含めなくていいですか。	扶養認定では収入として扱いますので、年間収入に含めてください。
54	年金収入	遺族年金も収入に含めますか。	扶養認定では収入として扱いますので、年間収入に含めてください。
55	年金収入	企業年金や個人年金がある場合は収入に含めますか。	年間収入に含めてください。
56	傷病手当金	傷病手当金は収入に含めますか。	傷病手当金も収入として確認します。傷病手当金の支給証明書を添付してください。
57	送金証明書	大学進学で子どもが一人暮らしを始めました。送金証明書は必要ですか。 （任意継続組合員のため、扶養手当はありません。）	進学による別居の場合は、送金証明書の添付は必要ありません。
58	その他	添付書類を3つまでしかアプロードできません。	添付個所は、要件確認の入力フォームにおいて、添付する個所は１か所でファイル数は無制限ですので問題ございません。
59	資格要件	大学校と大学の違いは何でしょうか。 大学校は給与が支払われると思うが、扶養に入れるのでしょうか。 また扶養に入っている場合の要件確認の必要書類は何ですか？	大学校とは、専門的な知識や技術を身につけるために設置された教育機関の名称です。「大学」は学校教育法第1条に規定された学校であるのに対し、「大学校」は、その名称だけでは学校教育法上の学校に該当するとは限りません。 また、大学校に在学していることをもって、必ずしも給与が支給されるわけではなく、一般の学生として入学する課程では、原則として給与は支給されません。よって、収入が少なく、組合員の収入で生計を維持している場合、被扶養者とすることは可能です。 要件確認では、「大学院生、通信制大学、夜間大学等」の区分を参照し、書類をご準備ください。
60	被扶養者等申告書	私の提出期間は令和9年1月1日から18日までですが、それ以前に定年退職する場合要件確認は不要ということでよろしいでしょうか	要件確認の対象者は令和8年11月30日時点において、認定されている被扶養者を有する組合員です。退職後も電子申請は利用できますので、所属の申請期間に申請をお願いします。また、被扶養者等申告書の1人目 認定(取消)を受けようとする者の補足事項欄に「8.〇.〇（退職日）退職」と入力してください。
61	事業収入	令和8年に事業を開始し、確定申告を令和９年に初めて行う場合は、申請期間内に確定申告の写しを準備できないため、要件確認時の提出資料（電子申請）は「開業届及び申立書（収入見込みは、3　被扶養者の所得状況に記載）」のみでよいという理解でよろしいでしょうか。 もしくは、確定申告(R9.2.16～3.15)後に確定申告の写しが準備できてから（申請期間外に）電子申請「開業届、確定申告の写し及び申立書（収入見込みは、3　被扶養者の所得状況に記載）」することになるのでしょうか。	開業届、申立書及び収入見込み（月々の収支及び経費がわかる計算書を作成）をいただき添付してください。 後日メールや郵送等で確定申告書の写し一式を徴することになります。
62	給与等証明書	市ヶ谷センターの給与証明書書式では、雇用条件の記載があります。 （別添参照） 当局人事係へ提出されている様式は、別添のとおり毎月の基本給のみの記載となっております。こちらで問題ないでしょうか。 雇用条件の記載が必要であれば、雇用契約書など雇用条件の確認できるものについて選択肢があればご教示いただきたいです。 また、再度確認ですが、本証明書の代わりに給与明細書の添付でもよろしいでしょうか。	基本的に会計に提出する書類と共済組合に提出いただく書類は確認事項が異なりますので同じ証明書を使用することは不可能なはずです。 したがって、基本的には共済様式のものを提出ください。 但し書きの給与明細の写しは給与等証明書の記載が会社側で発行ができない場合に限って回答しております。

No	業務名	質問/事象	回答/対処
63	給与収入のみの申立て	携帯電話等の電波がはいらないところでの演習期間となるため、紙での申請を行います。その際「給与収入のみ」であることの申立てはどこに記載したらよいでしょうか？	申告書の「補足事項」に電子申請と同様に記載をお願いします。 【参考】 労働条件通知書に記載されている、諸手当及び賞与を含んだ年間収入が１３０万円未満であることを申し立てます。 なお、労働契約の変更が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、速やかに当該内容がわかる書面等の提出をいたします。
64	事業主証明	事業主証明の連続2回超過の解釈や、複数回繰り返す場合の扱いについて確認したい。	あくまでも「一時的な事情」として収入変動に係る認定を行うことから、「連続２回」すなわち、連続する２年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることができることとしています。２年を超えて提出する場合（つまり３回提出する）恒常的な収入とみなし取消となります。なお、その場合の取消日につきましては収入状況を確認し、判断となりますのでご了承ください。
64	被扶養者申告書	要件確認の期間中に異動を予定しています。提出期間が異なりますが、異動前後のどちらの部署で申請すれば良いでしょうか。	令和11月30日時点において所属する機関の提出（電子申請）期間でご申請ください。 なお、所属機関名等については旧所属機関名がプリセットされている可能性がありますが、修正できない箇所ですのでそのままご申請ください。
65	事業収入	以前から自営業収入のある配偶者を扶養しておりますが、確定申告の写しは「令和７年分（R8.2～3月提出）」しか手元になく、「令和８年分（R9.2～3月提出）」の用意が間に合いません。	令和8年度の要件確認は、「令和７年分（R8.2～3月提出）」にて確認させていただきます。 なお、収入金額が収入要件を超過しそうな場合には、「令和８年分（R9.2～3月提出）」につきましても後日追加でご提出いただきますのでご用意ください。
66	申立書	入力は、直筆でないといけないのでしょうか。また、直筆の場合、記載を誤った時の訂正方法を教えてください。	直筆でなく、データで打ち込んでいただいて結構です。 なお、直筆で記入したものを訂正したい場合は、該当箇所を二重線で抹消してください。
67	被扶養者申告書	要件確認用の被扶養者等申告書が見当たりません。	１２月１日０時に電子申請サイトにアップ予定です。 １１月時点では、該当の電子申請様式は掲載されておらず受け付けておりませんのでご注意ください。
68	事業収入	NISA（ジュニアNISA）は、恒常的な収入に含まれますか。	通常の株取引と同じ考え方であり、定期的（継続的）に受け取るものであるかによって恒常的な収入に含めるか判断します。 定期的な配当金の受け取りや、売却を継続的に行っている場合は収入に含め、1回限りの売却による収入は恒常的な収入に含めません。
69	所得税控除無で認定を受けている被扶養者	扶養控除を受けている配偶者等が認定されていることが大多数と思われるが、無で認定されている場合はどのようなパターンが想定されているか。	パターンをすべからく列挙はできかねますが、当年中に離職した場合、控除限度額を超えている者や共同扶養の子など個別事情は多岐にわたります。お見込みのとおり大多数ではないものの全組合員を手続きしますので少数の者も掲載させていただきました。特段センター稼働後から「無」の対象者が増加した事情はございません。
70	申立書	被扶養者毎に申立書は作成しなければならいないか。複数名まとめて１つの様式に記入して差し支えないか。	１人ずつ記入してください。
71	給与等証明書	組合指定様式以外の任意様式で提出することは可能か	当方の様式に記載してある内容（期間含め）が網羅されていれば差し支えありません。内容が具備されていなければ記載いただくこととなります。
72	給与等証明書	給与等証明書に代えて源泉徴収票を提出してもよいか。	対象期間中の毎月の収入状況を確認する必要があることから、年間の収入を証明する源泉徴収票ではなく、給与等証明書をご提出いただきますようお願いいたします。
73	給与等証明書	既に退職している職場の給与等証明書を従前の様式でもらっているが、新たに要件確認用の給与等証明書でもらい直す必要があるか。	既に従前の様式で証明いただいている場合はそちらをご提出ください。ただし、期間が足りない場合においては、別途給与明細の提出をお願いする場合があります。
74	申立書	申立書の記入例を示してほしい	組合員様毎に状況が異なることから、一律での記入例は設けていないところです。「2　認定を必要とする事情（扶養理由）」の箇所は、被扶養者の状況を具体的にご記載いただきますようお願いいたします。（収入状況・勤務形態・扶養の必要性等を記載ください）

No	業務名	質問/事象	回答/対処
75	被扶養者等申告書	R8.10.1以降に扶養認定を受けた場合も要件確認書類の提出は必要か。	今回の要件確認では、11月30日現在扶養認定を受けている方の、R7.10.1～R8.9.30の間の収入（状況）が対象となります。R8.10.1以降に扶養認定を受けた方は、来年の要件確認で書類を提出いただきます。 なお、扶養認定時の状況によっては、最新の給与明細等の添付を個別に依頼することがありますので、ご了承ください。
76	被扶養者等申告書	家族を扶養していない組合員も申請しなければならないのか。	要件確認は、認定されている被扶養者が当組合の扶養認定要件を満たしているか確認するためのお手続きとなります。ご家族を扶養されていない組合員様におかれましては、申請していただく必要はありません。
77	被扶養者等申告書	演習等で長期間不在となるため提出期間中の提出が難しい場合はどうしたらよいか。	紙での手続き等お願いします。 ※紙の「被扶養者等申告書（要件確認）」データ トップページ＞令和８年度　被扶養者に係る資格の確認について＞提出先＞※電子申請の環境が整わない方は紙を郵送＞【要件確認用】被扶養者等申告書（要件確認）
78	被扶養者等申告書	提出期間を迎える前に異動して異動先部署での提出期間が終了している場合はどうしたらよいか。	NO64のとおり。申請がなされていないようでしたら速やかに申請ください。（申告がなかった場合取消となる場合がございます）
79	被扶養者等申告書	対象期間の途中で扶養を取り消しましたが、申請する必要はありますでしょうか。	既に申請し、審査終了となっている場合は不要ですが「被扶養者等申告書」において取消の申告を行い審査終了となっていることがメールで受信されていることを確認してください。（**会計への扶養手当の手続きのみでは取消されません）**
80	被扶養者申告書	○有（マルあり）に係る所得税法上の税控除は配偶者特別控除も含まれるのか。	配偶者特別控除は、配偶者控除を受けられなくても給与収入のみの場合：136万円超207万円以下（給与所得控除74万円を反映）の者が適用される制度です。扶養条件と異なりますので○有りの対象者ではございません。
81	被扶養者申告書	要件確認より前に認定（もしくは取消）を行ったのに情報が反映されていません。	NO.8及びNO11と同様です。 令和8年11月18日時点で共済組合のシステムに登録されている情報を反映させています。 被扶養者の変更等について、すでに申請済の場合は備考欄に「申請ID-○○○○○○○○」と記載をお願いします。